

農事組合法人倉橋部町グリーンファーム従事分量配当に関する規程

(平成25年 2月24日制定)

第1章 総則

(根拠)

第1条 この規程は、規約第29条により定める。

(他規程との関係)

第2条 この組合の定款・規約及び別段の定めのあるもののほかは、この規程に従うものとする。

(目的)

第3条 この規程は、この組合の農作業の従事時間を明確にし、業務の円滑化、合理化かつ組織的に遂行することを目的とする。

(作業の種類・名称)

第4条 規約第29条7の通りとする。

第2章 基本的作業内容

(全体)

第5条 執行役員及び班長等の指示による農作業の従事

- 1 作業責任者（当該の役員、作業当日の責任者、班長）
各作業による内容及び指示（機械等による事故防止も含む）
- 2 当日の責任者は、作業記録簿に当日記載の事（作業内容、組合員、組合員外、作業時間等）
- 3 執行役員による作業指示によるものであり指示勤務とし、単価は時間によるものとする。
- 4 指示勤務（従事分量配当）の支払いは、総会終了後とする。但し、仮払い金として中間に支払うことも出来るものとする。

(班長)

第6条 班長の作業

- 1 執行役員の指示等により円滑で高能率な作業に寄与するものとする。
- 2 作業内容の通知、作業指示、班内調整、班員の提出書類の配布・回収、会議への出席等
- 3 作業記録簿の記載
- 4 執行役員の指示によることから指示勤務とし、支払単価は時間によるものとする。
- 5 指示勤務（従事分量配当）支払いは総会終了後とする。
- 6 その他必要な事項が生じた場合は、執行役員に連絡する。

(育苗管理)

第7条 発芽苗を購入し硬化苗までの育苗管理作業（請負勤務）

- 1 執行役員の指示により、施設より苗を引取りその後の育苗管理作業を請負う。

- 2 作業記録簿の記帳（育苗管理日誌の記帳）各担当者
- 3 育苗管理による請負勤務の支払は、育苗は枚数によるものとする。
- 4 請負勤務（従事分量配当）支払いは総会終了後とする。但し、硬化苗受渡し終了後仮払い金として支払うことも出来るものとする。
- 5 その他必要な事項が生じた場合は、執行役員に連絡する。

（乾燥・調整）

第8条 米の乾燥・調整・袋詰作業（請負勤務）

- 1 執行役員の指示により、一定の施設により乾燥・調整作業を請負う。
- 2 作業記録簿の記帳（乾燥・調整日誌の記帳）各担当者
- 3 販売米、くず米の出来高数量の報告（営農部役員へ）
- 4 米の乾燥調整袋詰による請負勤務の支払は、袋数によるものとする。
- 5 請負勤務（従事分量配当）支払いは総会終了後とする。但し、個袋受渡し終了後仮払い金として支払うことも出来るものとする。
- 6 その他必要な事項が生じた場合は、執行役員に連絡する。

（圃場の水管理）

第9条 田植え前作業（代掻き）より刈取り前作業まで水の一貫管理作業（請負勤務）

- 1 畦畔、土手等用水が漏れている場合、補修できるものは補修し、補修しきれないものは執行役員に連絡する。
- 2 営農部よりの指示事項については、厳守し対応すること。
- 3 作業記録簿の記帳（水管理日誌）各担当者
- 4 圃場の水管理による請負勤務の支払は、面積によるものとする。
- 5 請負勤務（従事分量配当）支払いは総会終了後とする。但し、作業終了後仮払い金として支払うことも出来るものとする。
- 6 その他作業中必要な事項が生じた場合、執行役員に連絡すると共に協力して対処すること。

（規約の改廃）

第10条 この規程の改廃は、総会の議決を得てこれを行う。

附則

この規程は、平成25年 2月24日から施行する。